

見積参加希望者 各位

(盛岡市に本社又は営業所を有する「繊維」－「被服」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 浅 沼 秀 一

随意契約見積通知書

随意契約により以下の事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知の上、見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

件 名 令和 8 年度貸与被服(防寒衣上下)の購入
品名・規格・数量等・納入場所 別紙仕様書のとおり

2 契約(納入)期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 20 日まで

3 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局総務課

4 見積書提出の日時及び場所

令和 8 年 9 月 18 日(金) 9 時 00 分から 15 時 00 分まで

(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く)

盛岡市上下水道局 総務課

執行即時開札

5 郵便又は電話による見積り

認めない。

6 契約書作成の要否

要 物品購入契約書による。(契約金額が 50 万円以下の場合は省略)

7 その他

(1) 見積回数

1 回限りとする。(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加

算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積は無効とする。

(4) 同等品

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入の上、必要書類及び製品サンプルを添付し、9月11日（金）17時までに盛岡市上下水道局総務課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年9月11日（金）17時までに電子メール又は文書（ファクス可）により盛岡市上下水道局総務課あて提出すること。回答は見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファクスで令和8年9月15日（火）までに回答する。

盛岡市上下水道局 総務課（盛岡市愛宕町6番8号）

TEL：019-623-1430 FAX：019-623-1422

電子メールアドレス：sui.soumu@city.morioka.iwate.jp